

Radiata Increase



FP2級
2018 年 1 月
学科
過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[無料教材]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・直近5回分の過去問解説はFP試験教材[最短最速合格ガイド]に収録されています。

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



2018年1月 学科試験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2017年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- ・ 次の各問について答えを1つ選び、その番号を解答紙にマークしてください。

問題 1

ファイナンシャル・プランナーの顧客に対する行為に関する次の記述のうち、職業倫理や関連法規に照らし、最も適切なものはどれか。

1. 住宅ローンの借換えについて相談を受けたファイナンシャル・プランナーのAさんは、顧客に対し、借換えに伴う金利低下のメリットは強調したものの、登記費用など借換えに係る諸費用等デメリットについては説明しなかった。
2. 相続対策について相談を受けたファイナンシャル・プランナーのBさんは、顧客から預かっていた確定申告書の控えのコピーを、Bさんの知人である弁護士に、顧客の同意を得ることなく渡した。
3. 高齢の顧客から遺言について相談を受けたファイナンシャル・プランナーのCさんは、顧客が公証役場で公正証書遺言を作成するにあたり、顧客からの求めに応じ、証人としての欠格事由に該当しないことを確認し、証人になった。
4. 株式の購入について相談を受けたファイナンシャル・プランナーのDさんは、顧客に株式の個別銘柄の売買に関する助言を行うため、金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、顧客と投資顧問契約を締結した。

【答え】

1. 不適切

FPの職業倫理の説明義務として、顧客の利益優先でFPは顧客のメリットだけではなくデメリットについても十分に説明する必要があります。

2. 不適切

FPの職業的原則として、顧客から得た情報を、本人の同意なく、第三者(弁護士)へ漏らしてはいけません。

3. 適切

公正証書遺言の商品には特に資格は不要ですので、顧客からの求めに応じて、証人になることは可能です。

4. 不適切

個別銘柄など特定の有価証券にかかわる動向や投資判断について、金融商品取引業の登録のない場合には助言は行えません。

従って、答えは『3』です。

問題 2

年代に対応した一般的なライフステージ別資金運用に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 20～30歳代で、結婚や住宅取得に向けた資金作りに取り組む時期には、リスクのある資金運用も可能であるが、将来のために金銭管理の方法や運用の知識を身に付けることも重要である。

2. 30～40歳代で、子どもの教育費や住宅取得のための資金計画を立てる時期には、資金の目的や本人の金融知識に適合した運用方法を選択することが重要である。

3.
40～50歳代前半で、子どもの教育費や住宅ローンの返済など家計負担が重くなる時期には、セカンドライフを視野に入れた長期的な資金運用を検討することも重要となる。

4. 50歳代後半以降で、セカンドライフのために退職金を含めた長期的な資金計画を立てる時期には、将来の生活資金確保のためリスクを気にせずハイリターン追求を優先する資金運用が重要となる。

【答え】

1. 適切

20代～30代では、安定した収入の確保や死亡リスクも低く、資金運用でハイリスクな運用をとることも可能です、
しかし、結婚や住宅取得を考える際には、将来を見据えて金銭管理の方法や運用の知識を身に付けることも重要となります。

2 適切

子どもの教育費や住宅取得のための資金計画を立てる時期には、教育費や住宅ローンなど、長期的な出費となるため、自身の金融知識に合わせて、比較的リスクの少ない資金運用が大切です。

3 適切

40～50歳代前半で、子どもの教育費や住宅ローンの返済などが残っている場合には、家計負担を軽減するためにもセカンドライフを視野に入れた資金運用の検討が重要です。

4 不適切

50代後半以降では、期待できる収入源が年金や退職金等と、現役世代よりも減少するため、ハイリスクな資金運用は避けるべきです。

従って、答えは『4』です。

問題 3

ファイナンシャル・プランナーがライフプランニングに当たって作成する一般的な各種の表に関する 次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 個人の資産や負債の状況を表すバランスシートの作成において、株式等の金融資産や不動産の価額は、取得時点の価額ではなく作成時点の時価で計上する。
2. ライフプランニング上の可処分所得は、年間の収入金額から所得税、住民税および生命保険料を差し引いた金額を使用する。
3. キャッシュフロー表の作成において、収入および支出項目の変動率や金融資産の運用利率は、作成時点の見通しで設定する。
4. ライフイベントごとの予算額は現在価値で見積もり、キャッシュフロー表の作成においてはその価額を将来価値で計上する。

【答え】

1.適切

バランスシートの作成においては、取得した時の価格ではなく作成時の時価で計算します。

2.不適切

可処分所得とは、 $\text{年収} - (\text{所得税} + \text{住民税} + \text{社会保険料})$ となります。

3.適切

キャッシュフロー表の作成における、収入、および支出項目の変動率や金融資産の運用利率の設定では、インフレ等により、変動しやすいため、作成時の見通しで設定し、定期的な修正が必要です。

4.適切

教育資金・結婚資金等のライフイベントごとの予算額は現在価値で見積もり、キャッシュフロー表の作成の時は物価の上昇率なども加味し将来価値で計上します。

従って、答えは『2』です。

問題 4

全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 健康保険における標準報酬月額等級は、被保険者の報酬月額に基づき、47等級に区分されている。
2. 一般保険料率は都道府県ごとに設定されているが、40歳以上65歳未満の被保険者の介護保険料率は全国一律に設定されている。
3. 被保険者に生計を維持されている配偶者(後期高齢者医療の被保険者等を除く)は、年間収入が103万円未満、かつ、被保険者の年間収入の3分の2未満である場合、原則として協会けんぽの被扶養者となる。
4. 健康保険の任意継続被保険者となるためには、健康保険の被保険者資格を喪失した日の前日まで継続して6ヵ月以上の被保険者期間がなければならない。

【答え】

1. 不適切

平成 28 年 4 月以降、最高等級が 47 級、121 万円から **50 等級**、139 万円に 3 等級追加された。

また賞与についても 540 万円から 573 万円に引き上げられた。

2 適切

公的介護保険の、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の介護保険料は1.57%(平成30年3月分から)で**全国一律**です。介護保険料率については毎年度見直しを行うこととなっています。

3 不適切

協会けんぽの被扶養者(配偶者など)の要件
同一生計親族等で、原則としての年収が

1. **130万円未満**(60歳以上または障害者は180万円未満)
2. 被保険者の年収の**1/2未満**(同居の場合)

4 不適切

健康保険の任意継続被保険者とは、退職後の医療保険制度の一つです。

退職して健康保険の資格を失った場合、健康保険の被保険者期間が**2ヶ月以上**、被保険者でなくなったときから**20日**以内に手続きをすれば、引き続き**2年間**健康保険の被保険者になれます

従って、答えは『2』です。

問題 5

雇用保険の基本手当に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 基本手当は、原則として、離職の日以前2年間に雇用保険の一般被保険者であった期間が通算して3ヵ月以上あれば受給できる。
2. 基本手当の受給期間は、原則として、離職の日の翌日から起算して2年である。
3. 基本手当の所定給付日数は、離職理由や被保険者期間、離職時の年齢等に応じて定められており、特定受給資格者等を除く一般の離職者の場合、最長で150日である。
4. 基本手当は、受給資格者の離職理由を問わず、受給資格決定日以降において失業している日が通算して7日経過したときに支給が開始される。

【答え】

1. 不適切

雇用保険では、離職前の2年間に、保険者期間が通算 12 ヶ月以上(倒産・解雇等の場合は、離職前1年間に被保険者期間が通算 6 ヶ月以上)

2 不適切

雇用保険の受給期間は、離職の日の翌日から起算して 1 年間の受給が可能です。

3 適切

雇用保険では、被保険者期間や年齢、退職理由などにより、給付日数がことなります。

一般の離職者の場合には、被保険者期間が 20 年以上で、最長 150 日の給付が受けられます。

4 不適切

雇用保険の支給日には、会社都合で退職した場合には、受給決定日より、待期期間として 7 日間後に支給開始となりますが、自己都合での退職の場合には、最長で 3 ヶ月の給付制限後の支給開始となります。

従って、答えは『3』です。

問題 6

公的年金の老齢給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 老齢基礎年金の受給資格期間は、平成29年8月1日に、原則25年から10年に改正された。
2. 65歳以降の老齢厚生年金を受給するためには、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていることのほか、厚生年金保険の被保険者期間を1年以上有することが必要である。
3. 厚生年金保険の被保険者に支給される特別支給の老齢厚生年金は、その受給権者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額が28万円を超える場合、年金額の全部または一部が支給停止となる。
4. 特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢が63歳とされている者で、かつ、当該年金の受給に必要な要件を満たしている60歳以上の者は、その支給開始年齢到達前に老齢厚生年金の繰上げ支給を請求することができる。

【答え】

1. 適切

老齢基礎年金の受給資格期間については、平成 29 年の 8 月 1 日以降、25 年から **10 年**へ短縮となりました。

2 不適切

老齢厚生年金の受給するための要件では、老齢基礎年金の受給**資格期間の 10 年**以上を満たしていることと、老齢厚生年金の**加入期間が 1 ヶ月**以上あることで、受給が可能です。

※65 歳以前の特別支給の老齢厚生年金では、**加入期間が 1 年間**となっています。

3 適切

65歳までの特別支給の老齢厚生年金は、総報酬月額相当額(賃金)と基本月額(年金)の合計が**28万円**を超える場合は在職老齢年金の制度によって減額調整され、**全額または一部が支給停止**となる。

4 適切

特別支給の老齢厚生年金者で当該年金の受給に**必要な要件を満たしている60歳以上の者**は老齢厚生年金の繰上げ支給を**請求することができます**。

繰り上げ支給は繰り上げた月数×5%分が老齢厚生年金額から減算

繰り下げ支給は繰り下げた月数×7%分が老齢厚生年金に加算。

従って、答えは『2』です。

問題 7

公的年金の遺族給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 遺族基礎年金を受給することができる遺族は、国民年金の被保険者等の死亡の当時、その者によって生計を維持し、かつ、所定の要件を満たす「子のある配偶者」または「子」である。
2. 寡婦年金は、国民年金の第1号被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が10年以上ある夫が障害基礎年金または老齢基礎年金の支給を受けることなく死亡し、その死亡の当時、夫によって生計を維持し、かつ、夫との婚姻期間が10年以上継続した妻が60歳以上65歳未満の間に受給することができる。
3. 厚生年金保険の被保険者が死亡し、子のない30歳未満の妻が遺族厚生年金の受給権を取得した場合、その妻に対する遺族厚生年金の支給期間は、最長で10年間となる。
4. 配偶者が死亡したことにより遺族厚生年金の受給権を取得した65歳以上の受給権者について、その受給権者が受給できる老齢厚生年金の額が、遺族厚生年金の額を上回る場合は、遺族厚生年金の全部が支給停止される。

【答え】

1. 適切

遺族基礎年金の受給可能な遺族は、国民年金の被保険者が死亡した当時に、死亡した者によって生計を維持されていた18歳になって最初の3月31日までの「子」もしくは、18歳になって最初の3月31日までの「子のある配偶者」となっています。

2 適切

寡婦年金では、第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が亡くなった時に、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に対して60歳から65歳になるまでの間支給されます。

- ・亡くなった夫が、障害基礎年金の受給権者であった場合、また老齢基礎年金を受けたことがある場合は支給されません。
- ・妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けている場合は支給されません。

3 不適切

夫の死亡時に30歳未満で、子のない妻が遺族厚生年金の受給権を取得した場合の支給期間は5年間。

4 適切

65歳以上で遺族厚生年金と老齢厚生年金を受ける権利がある方は、老齢厚生年金は全額支給となり、遺族厚生年金は老齢厚生年金に相当する額の支給が停止となります。（原則1人1年金）

従って、答えは『3』です。

問題 8

確定拠出年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 企業型年金において、加入者が掛金を拠出できることを規約で定める場合、企業型年金加入者掛金の額は、その加入者に係る事業主掛金の額を超える額とすることができる。
2. 企業型年金の加入者が60歳未満で退職して、国民年金の第3号被保険者となった場合、企業型年金の個人別管理資産を国民年金基金連合会に移換し、個人型年金の加入者または運用指図者となることができる。
3. 個人型年金の加入者が60歳から老齢給付金を受給するためには、通算加入者等期間が10年以上必要である。
4. 一時金で受け取った老齢給付金は、退職所得として所得税の課税対象となる。

【答え】

1.不適切

企業型年金において、その加入者は、企業(事業主)の掛け金を超えた拠出は、することができません。

2 適切

企業型年金の加入者が、60歳未満で退職し、第3号被保険者となった場合に、国民年金基金連合会に移換して、個人型への加入、運用指図者となることが可能です。

3 適切

通算の個人型年金の加入期間が10年以上ある人は60歳以降、老齢給付を受けられます。

ただし70歳までに受給を開始しなければなりません。

4 適切

老齢給付金を一時金で受け取る場合は退職所得として所得税の課税対象となります。また、年金として受給する場合には雑所得となります。

従って、答えは『1』です。

問題 9

住宅ローンの借換えを検討しているAさんが、仮に下記＜資料＞のとおり住宅ローンの借換えをした場合の総返済額(借換え費用を含む)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

＜資料＞

[Aさんが現在返済中の住宅ローン]

- ・ 借入残高:1,000万円
- ・ 利率:年2%の固定金利
- ・ 残存期間:11年
- ・ 返済方法:元利均等返済(ボーナス返済なし)
- ・ 返済額:毎年1,013,508円

[Aさんが借換えを予定している住宅ローン]

- ・ 借入金額:1,000万円
- ・ 利率:年1%の固定金利
- ・ 返済期間:10年
- ・ 返済方法:元利均等返済(ボーナス返済なし)
- ・ 返済額:毎年1,051,249円
- ・ 借換え費用:20万円 ※他の条件等は考慮しないものとする。

1. 完済までに636,098円の負担増加となる。
2. 完済までに436,098円の負担増加となる。
3. 完済までに436,098円の負担減少となる。
4. 完済までに636,098円の負担減少となる。

【答え】

住宅ローンの総返済額の計算では、現在のローンと、借換先のローンの総返済額を計算します。

計算式は **毎年の返済額×残存期間+(その他借換費用)**

[現在のローン]

$$1,013,508 \text{ 円} \times 11 \text{ 年} = 11,148,588 \text{ 万円}$$

[借換予定のローン]

$$1,051,249 \text{ 円} \times 10 \text{ 年} + 200,000 \text{ 万円} = 10,712,490 \text{ 万円}$$

現在の住宅ローンから、借換予定ローンを引くと

$$11,148,588 \text{ 万円} - 10,712,490 \text{ 万円} = 436,098 \text{ 円}$$

よって、借換をした場合に総返済額は 436,098 円減少します。

1. 不適切

2 不適切

3 適切

4 不適切

従って、答えは『3』です。

問題 10

損益計算書に関する次の記述の空欄(ア)～(エ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切 なものはどれか。

- ・ 売上から売上原価を差し引いた利益は(ア)であり、粗利益ともいう。
- ・ (ア)から販売費及び一般管理費を差し引いた利益が(イ)である。
- ・ (イ)に営業外損益を含めた利益が(ウ)である。
- ・ 最終的に法人税や住民税等の税金を差し引いた利益が(エ)である。

1. (ア)売上総利益 (イ)営業利益 (ウ)経常利益 (エ)当期純利益
2. (ア)営業利益 (イ)売上総利益 (ウ)経常利益 (エ)当期純利益
3. (ア)営業利益 (イ)売上総利益 (ウ)当期純利益 (エ)経常利益
4. (ア)売上総利益 (イ)営業利益 (ウ)当期純利益 (エ)経常利益

【答え】

・売上高から売上の原価を差し引くことで求められるのは、売上の**売上総利益**です。当期の利益が表されます。

・**売上総利益**から、販売費及び一般管理費を差し引くことにより、企業の営業活動から生じた**営業利益**がわかります。

・**営業利益**に営業外収益、営業外費用を加減算することで、経常的な活動から生じた**経常利益**を表すことができます。

・法人税や住民税等の税金を差し引いた**最終的な利益**が**当期純利益**です。

1.適切

2 不適切

3 不適切

4 不適切

従って、答えは『1』です。

問題 11

保険法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 保険法は、生命保険契約、損害保険契約だけでなく保険契約と同等の内容を有する共済契約も対象に含まれる。
2. 保険契約者または被保険者になる者は、生命保険契約の締結に際し、保険会社から告知を求められた事項以外に保険事故の発生の可能性に関する重要な事項があれば、その者が自発的に判断して事実の告知をしなければならない。
3. 保険契約者や被保険者が故意に告知義務に違反した場合、保険会社は、原則として、保険契約を解除することができる。
4. 火災保険の超過保険契約があった場合に、その超過したことについて保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失もないときは、その保険契約者は、原則として、超過部分について契約を取り消すことができる。

【答え】

1. 適切

保険法では保険契約だけでなく、**共済の契約**についても**適用対象**です。
(JA共済や全労済など)

2 不適切

生命保険契約の締結では、その契約者、被保険者は保険会社から求められた告知事項以外に、自発的な告知は必要ありません。

3 適切

保険法の告知義務として、**契約者**は同法の規定よりも**保険契約者、被保険者にとって不利な内容**である約款の定めは**無効**となります。
また、**保険会社**は、被保険者が**故意に違反**した場合には、保険契約の**解除が可能**です。

4 適切

保険会社が実際に支払う保険金額が、保険対象の見積額(保険価額)を超えているものを超過保険と呼びます。
このような、保険価額が保険金額よりも少ない場合にその差額について、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失もないときには、超過部分について契約を取り消すことが可能です。

従って、答えは『2』です。

問題 12

生命保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない特約については考慮しないものとする。

1. 無選択型終身保険は、加入に当たって健康状態について告知や医師の診査を必要としないが、保険料については、支払保険料以外の契約条件が同じで告知や診査を必要とする終身保険と比べて割高となる。
2. 低解約返戻金型終身保険は、保険料払込期間満了後に解約をした場合の解約返戻金の額については、支払保険料以外の契約条件が同じで低解約返戻金型ではない終身保険と同程度である。
3. 定期保険特約付終身保険(更新型)は、定期保険特約部分の更新の際には健康状態についての告知や医師の診査が必要であり、健康状態によっては更新できない。
4. 収入保障保険は、死亡保険金が年金形式で支払われるが、一括支払いの請求をして年金現価を一時金で受け取ることもできる。

【答え】

1. 適切

無選択型終身保険は、**無診査、無告知で加入できる**ため、持病をもって
いる方でも契約できますが、診査、告知が必要な保険に比べて**保険料が
割高**に設定されています。

2 適切

低解約返戻金型の終身保険とは、保険料払込期間中の解約返戻金を通
常の水準の70%程度に**低く**抑制することで保険料を**安く**設定していま
す。保険料払込期間経過後は、通常の終身保険と同程度の解約返戻金
となります。

3 不適切

定期保険特約(更新型)は、10年、15年等一定期間経過毎で保障の見
直しが可能であり、主契約の保険料払込み満了までは**診査・告知は不要**
です。

ただし、**更新時**には、年齢が上がるため保険料が**アップ**します。

4 適切

収入保障保険では、**死亡保険の受取方法として、年金受取・一時金受取
のどちらかを選択出来ます。**

従って、答えは『3』です。

問題 13

個人年金保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 保証期間付終身年金では、保証期間中に被保険者(＝年金受取人)が死亡した場合には、年金継続受取人が保証期間満了まで年金を受け取ることができる。
2. 保証期間付終身年金の保証期間部分の年金額を一括して受け取った場合、その一時金は雑所得として課税対象となる。
3. 確定年金では、年金支払開始後10年、15年など契約時に定めた期間中は、被保険者の生死にかかわらず年金を受け取ることができる。
4. 確定年金では、年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合、契約時に定めた年金年額に受取予定年数を乗じた額を死亡給付金として受け取ることができる。

【答え】

1. 適切

保証期間付終身年金では、保証期間中は被保険者の生死に関係なく年金が払われます。

保証期間中に被保険者が死亡した場合には、その遺族が一時金、または年金での受け取りが可能です。

2 適切

個人年金の受け取り方法として、年金、一時金のいずれかでの受給が可能で、年金形式の場合には雑所得、一時金形式の場合には一時所得となります。

しかし、保証期間付終身年金の、本来年金形式で支払われる保証期間分をまとめて一時金として受けとる場合には、雑所得として課税対象となります。

3 適切

確定年金では、10年や15年など、契約で定めた一定期間は、生死にかかわらず、年金の受給が可能です。

4 不適切

確定年金では、年金支払開始前に被保険者が死亡した場合は、既払込保険料相当額が遺族に死亡給付金として、払い戻されます。

従って、答えは『4』です。

問題 14

生命保険料控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 所得税における「介護医療保険料控除」の控除限度額は、4万円である。
2. 一時払い個人年金保険の保険料は、「個人年金保険料控除」の対象とはならず、「一般の生命保険料控除」の対象となる。
3. 変額個人年金保険の保険料は、「一般の生命保険料控除」の対象とはならず、「個人年金保険料控除」の対象となる。
4. 平成23年12月31日以前に契約した定期保険特約付終身保険の定期保険特約部分を平成24年1月1日以後に更新した場合、生命保険料控除においては平成24年1月1日以後に新規に契約した保険契約と同様の取扱いとなる。

【答え】

1. 適切

平成24年1月1日より生命保険料控除等の制度が変更になりました。従来は一般生命保険料控除と個人年金保険料控除でしたが新制度では、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の3つとなり、控除限度額はそれぞれ 4 万円となりました。

2 適切

一般の生命保険料控除では、生存、死亡に基因した保険金や給付金が対象となり、個人年金保険の保険料も生存、死亡に基因したものとして対象です。

3 不適切

変額個人年金保険とは、運用実績によって年金額が変動する保険ですが、年金開始前に被保険者が死亡した場合に死亡給付を受けられるなど、生存、死亡に基因したものですので、一般の生命保険料控除として対象です。

4 適切

平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した生命保険の場合でも平成 24 年 1 月 1 日以降に契約更新・転換や特約の中途付加を行う事ができ、以降は新制度の契約内容が適用されます。

従って、答えは『3』です。

問題 15

契約者(＝保険料負担者)を法人とする生命保険契約の保険料の経理処理に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特約については考慮しないものとし、いずれも保険料は毎月平準払いで支払われているものとする。

1. 被保険者が役員、死亡保険金受取人および満期保険金受取人がいずれも法人である養老保険の保険料は、その全額を資産に計上する。
2. 被保険者が役員・従業員全員、死亡保険金受取人が被保険者の遺族である定期保険(無配当保険)の保険料は、その全額を資産に計上する。
3. 被保険者が役員、死亡保険金受取人が法人である終身保険の保険料は、その全額を資産に計上する。
4. 被保険者が役員、死亡保険金受取人が法人である長期平準定期保険の保険料は、保険期間の前半6割相当期間においては、その2分の1相当額を資産に計上し、残額を損金に算入することができる。

【答え】

1.適切

保険料の税務処理として、死亡保険金受取人および満期保険金受取人が**いずれも法人**である養老保険では、**全額を資産計上**します。

保険金受取人		保険料の税務
死亡保険金	満期保険金	
法人	法人	全額資産計上
従業員・役員の遺族	法人	1／2資産計上 1／2損金計上

2 不適切

契約者を法人とする生命保険契約において、被保険者が役員・従業員全員、死亡保険金受取人が被保険者の遺族であった場合、**無配当保険**として、解約返戻金はなく、**法人が保険料を受け取る可能性は低い**ため、支払った保険料は福利厚生費として、**全額を損金算入**します。

3 適切

個人年金の経理処理では、死亡保険金受取人が法人であった場合には全額を資産計上します。

・個人年金の経理処理表

保険金受取人		保険料の税務(経理処理)
死亡保険金	満期保険金	
法人	法人	全額資産計上
従業員・役員の遺族	法人	90%資産計上 10%損金計上
従業員・役員の遺族	従業員・役員	給与

4 適切

長期平準定期保険では前半6割相当期間は、保険料の1/2を資産計上、1/2を損金算入します。

後半の4割相当期間は保険料の全額を損金算入、さらにそれまでに資産計上した前払保険料を残りの期間の経過に応じて均等に取り崩して損金算入です。

保険期間の前半の6割の期間 (1年未満の端数は切り捨て)	保険料の1/2 損金算入(定期保険料)、1/2 資産計上(前払保険料)
保険期間の残りの4割の期間	保険料の全額を損金算入。さらにそれまでに資産計上した前払保険料を残りの期間の経過に応じて均等に取り崩して損金算入

従って、答えは『2』です。

問題 16

次の損害のうち、住宅用建物およびそれに収容している家財を保険の対象とする一般的な火災保険の補償の対象となるものはどれか。なお、特約は考慮しないものとする。

1. 開放していた窓から突然の雨が吹き込み、室内の壁と家財の一部が濡れた損害
2. 建築してから20年ほど経過し、窓枠や玄関ドアなどにさびや腐食が発生した損害
3. 天候の急変に伴い住宅の屋根に落雷し、建物の一部が損壊した損害
4. 住宅が火災に遭い、敷地内の車庫に置いてあった自動車が被った損害

【答え】

1. 不適切

火災保険は、火災による建物、家財の損害、火災、爆発、落雷、水災(洪水)、風災(突風・竜巻)、ひょう災、雪災などのほか、消防活動による水漏れなど、不測かつ突発的な事故による損害についても補償対象です。窓を開放していたことでの損害では不測かつ突発的な事故とも該当せず、対象外です。

2 不適切

火災保険では、不測かつ突発的な事故による損害を対象とするもので、経年劣化は対象外です。

3 適切

火災保険では、落雷などの自然災害による事故での損害は補償対象です。

4 不適切

火災保険では自動車は補償の対象外です。車両の損害には車両保険が適切です。

従って、答えは『3』です。

問題 17

地震保険料控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 所定の要件を満たした長期損害保険契約に係る保険料は、所得税において最高15,000円の地震保険料控除の適用を受けることができる。
2. 店舗併用住宅を補償の対象とする地震保険の保険料は、その総床面積の50%が居住用である場合、所得税においてその全額が地震保険料控除の対象となる。
3. 5年分の地震保険の保険料を一括で支払った場合、所得税においてその全額が支払った年の地震保険料控除の対象となり、翌年以降は地震保険料控除の対象とならない。
4. 地震保険料控除の控除限度額は、所得税において50,000円であり、年間支払保険料の2分の1の金額が控除される。

【答え】

1.適切

平成 19 年度の税制改正により、損害保険料控除が廃止となりました。その経過措置として、長期損害保険の一定の条件を満たす、平成 18 年 12 月 31 日までに締結された契約は、所得税において最高15,000円の地震保険料控除の適用対象となります。

2 不適切

店舗併用住宅における地震保険控除の適用対象では、居住部分のみがその対象です。

居住部分 90%以上の場合には地震保険料の全額が控除対象です。

3 不適切

地震保険料を 5 年など、数年分をまとめて支払った場合には、既に払っている総保険料を保険期間年数で割った金額が毎年の地震保険料控除額の対象額となります。

4 不適切

地震保険料控除の控除限度額は、所得税法上では 5 万円、個人住民税では 2 万 5 千円です。

年会支払保険料として、所得税では全額が控除、住民税では 1/2 が控除となります。

従って、答えは『1』です。

問題 18

第三分野の保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. ガン保険の入院給付金には、1回の入院での支払日数制限や保険期間を通じて累計した支払日数制限が定められている。
2. 特定(三大)疾病保障定期保険では、保険期間中に特定疾病保険金の支払事由に該当せずに被保険者が死亡した場合、死亡保険金が支払われる。
3. 介護保険では、被保険者が公的介護保険の介護サービスを利用した場合の自己負担額を限度に介護年金が支払われる。
4. 医療保険では、退院後に入院給付金を受け取り、その退院日の翌日から90日後に前回と同一の疾病により再入院した場合、1回の入院での支払日数制限において、入院給付金支払日数は前回の入院での支払日数と合算されない。

【答え】

1. 不適切

ガン保険の入院給付金や手術給付金には、支払日数に制限がありません。ガンは再発・転移を繰り返すことが多い病気であるため、その都度かかる費用支払いに対応しているわけです。

2 適切

特定(3大)疾病保障定期保険は、がん、急性心筋梗塞、脳卒中により、約款で定める所定の状態と医師に診断されたときに生前に死亡・高度障害保険金が支払われる。特定(3大)疾病以外の病気で死亡した場合でも、死亡・高度障害保険金が支払われる。

3 不適切

介護年金では、公的介護保険の介護サービスの利用に関係なく要介護認定などの場合に、介護年金が支払われます。

4 不適切

医療保険では、退院後 180 日以内に同一の疾病により再入院した場合には、1 回の入院と見なされ、入院給付金支払日数は前回の入院日数と合算し、1 入院当たりの給付日数制限の適用を受けることが可能です。

従って、答えは『2』です。

問題 19

生命保険を活用した家庭のリスク管理に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「自分が死亡した後の子どもが成人するまでの生活資金を準備するために生命保険に加入したい」という相談に対して、収入保障保険への加入を提案した。
2. 「自分の老後の生活資金を準備するために生命保険に加入したい」という相談に対して、個人年金保険への加入を提案した。
3. 「自分の将来の葬儀代を保険商品によって準備したい」という相談に対して、定期保険への加入を提案した。
4. 「子どもの教育資金を準備するために生命保険に加入したい」という相談に対して、こども保険(学資保険)への加入を提案した。

【答え】

1. 適切

収入保障保険とは、契約で定めた一定期間に被保険者が死亡した場合や高度障害となった場合に、その時点から満期までの死亡保険金を年金形式で受け取れる保険です。

自身の死亡後の遺族への生活資金の準備として適切です。

2 適切

個人年金保険への加入では、契約時の年齢に年金を受け取れたり、節税対策としても期待でき、老後の生活資金の準備には適切です。

3 不適切

定期保険では、掛け捨てタイプで、契約終了時の返戻金もなく、死亡時に保険金が支払われるため、将来の葬儀代としては不適切です。

自分の将来の葬儀代としては、保障が一生継続し、解約返戻金も受け取れる終身保険が適切です。

4 適切

こども保険では、子供の進学時に祝い金が支払われるなど、教育資金に備えるための保険として適切です。

従って、答えは『3』です。

問題 20

損害保険を活用した家庭のリスク管理に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 隣家の失火が原因で自宅が焼失するリスクに備えて、住宅用建物と家財を対象とした火災保険を契約した。
2. 子が店舗で買い物中に誤って陳列されている商品を壊した際に法律上の損害賠償責任を負うリスクに備えて、個人賠償責任保険(特約)を契約した。
3. 自転車通勤中に転倒してケガをするリスクに備えて、普通傷害保険を契約した。
4. 勤めている会社が倒産して失業するリスクに備えて、所得補償保険を契約した。

【答え】

1.適切

火災保険では火災、落雷、風災害などによって生じた建物や家財の損害を補償するもので、隣家の失火へのリスク対策として有効です。

2 適切

個人賠償責任補償特約では他人へ怪我をさせた場合や、財物を誤って壊してしまった場合に補償対象となりますので、子が誤って商品を壊した際にも対象です。

3 適切

普通傷害保険は、国内外を問わず、日常生活でのケガなどの急激、偶然、外来の事故を補償する保険で、通勤中や、就業中の怪我でも対象です。

4 不適切

所得保障保険では、病気や怪我などで働くことができなくなった場合に保険金が支払われるもので、失業したことで適用はされません。
失業中の生活に備えるものは失業保険です。

従って、答えは『4』です。

問題 21

経済指標に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 国内総生産(GDP)は、国内で一定期間内に生産された財やサービスの付加価値と海外からの所得の純受取りの合計額である。
2. 景気動向指数は、生産、雇用などさまざまな経済活動での重要かつ景気に敏感に反応する指標の動きを統合し、景気の現状把握や将来予測をするための指標である。
3. 消費者物価指数は、全国の世帯が購入する家計に係る財およびサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定したものである。
4. 全国企業短期経済観測調査(日銀短観)は、全国の企業動向を的確に把握し金融政策の適切な運営のために、統計法に基づいて行われる調査である。

【答え】

1.不適切

国内総生産(GDP)は、国内で一定期間内に生産された付加価値の総額を示すもので、外国は含みません。

2 適切

景気動向指数とは、総合的な景気の状態を見るための指標で、先行指数、一致指数、遅行指数といった複数の指標を総合的に分析・評価し、景気の現状把握や将来予測を行います。

3 適切

消費者物価指数では、家計消費やサービスの価格変動を測定し、表します。

4 適切

全国企業短期経済観測調査(日銀短観)とは、日本銀行が全国約1万社の企業を対象に資金繰り、雇用人員、業況の見通しなどについて調査したもので、年4回行っています。

従って、答えは『1』です。

問題 22

投資信託の一般的な仕組みや特徴に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 通貨選択型投資信託は、株式や債券などの投資対象資産における通貨とは異なる通貨を選択して投資することができる投資信託である。
2. 上場不動産投資信託(J-REIT)は、投資を目的とする法人を設立することによって組成される会社型の投資信託である。
3. 「日経平均レバレッジ・インデックス」に連動するETFは、日経平均株価の日々の変動率の2倍になるように計算された指数に連動するように運用されており、2営業日以上離れた日との比較においても、常に2倍の変動率を保つことになる。
4. 「日経平均インバース・インデックス」に連動するETFは、日経平均株価の前営業日に対する変動率のマイナス1倍となるように計算された指数に連動するように運用されている。

【答え】

1. 適切

通貨選択型投資信託とは、投資対象となる通貨と、別の通貨を選択することにより、異なった通貨間での為替差益、金利差収入をも見込める、投資信託です。

2 適切

投資信託の設立形態として、[契約型]、[会社型]に分かれます。

J-REITでは会社型に分類され、投資法人を設立し、投資家は、投資法人が発行する投資口を購入する形態です。

3 不適切

『レバレッジ型指標連動ETF』では、日経平均株価の連動率に一定の倍率(2倍等)になるように設計されています。

変動率は前営業日との比較となり、2営業に以上離れた日との比較では複利効果により、倍率は変動してしまいます。

4 適切

『インバース型指標連動ETF』とは、日経平均株価やTOPIXなどの対象指数の反対方向に一定倍率の変動率となるように計算された指数に連動するように運用されるもの(例えば日経平均の-1倍など)

従って、答えは『3』です。

問題 23

株式投資信託の一般的な運用手法等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 企業の成長性を重視し、将来の売上高や利益の成長性が市場平均よりも高いと見込まれる銘柄に投資する手法は、グロース投資と呼ばれる。
2. 経済環境、金利動向などを踏まえ、ベンチマークを上回る運用成果を目指す運用手法は、パッシブ運用と呼ばれる。
3. 各銘柄の投資指標の分析や企業業績などのリサーチによって銘柄を選択し、その積上げによってポートフォリオを構築する手法は、ボトムアップ・アプローチと呼ばれる。
4. 経済環境などのマクロ的な分析によって国別組入比率や業種別組入比率などを決め、その比率の範囲内で個別銘柄を決めていく手法は、トップダウン・アプローチと呼ばれる。

【答え】

1. 適切

グロース投資では、市場平均と比較し、企業の成長率が高いと期待できる銘柄へ、投資する手法です。

2 不適切

ベンチマークを上回る運用成果を目指すものはアクティブ運用といいます。

パッシブ運用ではベンチマークと連動した運用成果を目指します。

3 適切

ボトムアップ・アプローチでは、ファンドマネージャー等の徹底した分析、調査により、投資銘柄を判断し、その積み上げによりポートフォリオを構築していく手法です。

4 適切

トップダウン・アプローチとは、経済動向をマクロ視点で分析し、資産配分を国、地域、業種、銘柄と、細かく絞っていく手法です。

従って、答えは『2』です。

問題 24

表面利率が0.9%、発行価格が額面100円当たり98円、償還年限が10年の固定利付債券を新規発行時に購入し、4年間保有して額面100円当たり98円80銭で売却した場合の所有期間利回り(単利)として、正しいものはどれか。なお、手数料、経過利子、税金等は考慮しないものとし、解答は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入するものとする。

1. 0.71%
2. 0.90%
3. 1.00%
4. 1.12%

【答え】

所有期間利回りの計算方法は

{利率+(売却価格-購入価格)÷所有期間}÷購入価格×100

$$\{0.9 + (98.80 - 98) \div 4\} \div 98 \times 100 = 1.1224 \dots$$

小数点以下第3位を四捨五入すると 1.12

1.不適切

2 不適切

3 不適切

4 適切

従って、答えは『4』です。

問題 25 下記＜資料＞から求められるPER(株価収益率)、PBR(株価純資産倍率)に基づく、A社株式とB社株式の株価の比較評価に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、A社とB社の業種および事業内容は同一の分類であるものとする。

＜資料＞A社およびB社の財務データ等

A社 B社 株価 500円 350円

1株当たり当期純利益 50円 70円

1株当たり純資産 125円 175円

1. PERではA社の方が割安、PBRではB社の方が割安と評価できる。
2. PERではB社の方が割安、PBRではA社の方が割安と評価できる。
3. PERおよびPBRのいずれにおいても、A社の方が割安と評価できる。
4. PERおよびPBRのいずれにおいても、B社の方が割安と評価できる。

【答え】

PERとは、株価が1株当りの純利益の何倍かを示す指標です。PERが高いほど割高、低いほど割安と評価できます。

式 $PER = \text{株価} \div \text{1株あたりの純利益}$

PBRとは、株価が1株あたりの純資産の何倍で買われているかを示す指標です。PBRもPERと同様、高いほど割高、低いほど割安と評価できます。

式 $PBR = \text{株価} \div \text{1株あたりの純資産}$

A社PER、PBR

$PER = 500\text{円} \div 50\text{円} = 10.0\text{倍}$

$PBR = 500\text{円} \div 125\text{円} = 4.0\text{倍}$

B社PER、PBR

$PER = 350\text{円} \div 70\text{円} = 5.0\text{倍}$

$PBR = 350\text{円} \div 175\text{円} = 2.0\text{倍}$

PERはA社10倍、B社5倍

PBRはA社4倍、B社2倍

ですので、PER、PBRともにB社が割安となります。

1. 不適切
- 2 不適切
- 3 不適切
- 4 適切

従って、答えは『4』です。

問題 26

個人(居住者)が国内の金融機関を通じて行う外貨建て金融商品の取引等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. ユーロ建て債券を保有している場合、ユーロに対する円の為替レートが円安に変動することは、当該債券に係る円換算の投資利回りの上昇要因となる。
2. 外貨建て個人年金保険では、円換算特約を付加することで、為替変動があっても円貨で受け取る場合の年金受取総額が既払込保険料相当額を下回ることはない。
3. 外貨建て終身保険は、円建ての終身保険と異なり、生命保険料控除や死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることができない。
4. 日本国内に本店のある銀行が取り扱う外貨預金は、元本の円貨換算額1,000万円までとその利息等の合計額が預金保険制度による保護の対象となる。

【答え】

1.適切

外貨建てで債券等を保有している場合には、対象となる外貨に対し、円安の状態となると、為替差益により、対象通貨の円換算での利回りは上昇します。

2 不適切

円換算特約では、保険料の支払い、保険金の受け取りに外貨を使わず、円通貨で行うことを約束する特約であり、外貨建て個人年金保険では、運用は外貨で行われているため、保険料支払い時や保険金受取時での為替変動のリスクは避けられません。

3 不適切

終身保険では、外貨建て、円建てを問わず、要件を満たすことで、生命保険料控除の適用や死亡保険金の非課税金額の規定にも対象です。

4 不適切

預金保険制度の保護対象として、外貨預金は保護の対象外です。

●預金保険制度保護対象外の商品

外貨預金・譲渡性預金・オフショア預金・無記名預金等

従って、答えは『1』です。

問題 27

オプション取引に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. コール・オプションは「原資産を売る権利」であり、プット・オプションは「原資産を買う権利」である。
2. オプションの買い手の損失は無限定であるが、オプションの売り手の損失は、プレミアム(オプション料)に限定されている。
3. コール・オプション、プット・オプションのいずれも、他の条件が同じであれば、満期までの期間が長いほど、プレミアム(オプション料)は低くなる。
4. オプションの取引形態には、金融商品取引所に上場されている上場オプション、相対で取引される店頭オプションがある。

【答え】

1.不適切

オプション取引では、将来のある一定期日に、一定の価格で取引する権利のことで、**買う**権利を**コール**・オプション、**売る**権利を**プット**・オプションといいます。

2 不適切

オプション取引において、買い手側は、コール、プットオプション共に、市場価格等が**自分の予想と違っていた場合には、権利を放棄することは可能**ですので、**買い手の最大損失**はプレミアムに限定されます。

買い手が権利を**放棄した場合に**、売り手はその**損失を自己負担**しなければならない、最大損失は無限定となります。

3 不適切

オプション取引では、より先の未来の取引ができることは、**買い手にとって有利な条件**となるため、満期までの期間が長いほど、そのプレミアムは高くなります。

4 適切

オプションの取引方法として、**[上場オプション][店頭オプション]**があります。

上場オプションでは、金融商品取引所で取引を行うことで、決済の安全性や流動性も高いです。

店頭オプションでは、金額や契約期間といった取引条件を、銀行と顧客といった相対で取引を行い、柔軟な取引が可能です。

従って、答えは『4』です。

問題 28

ある投資家の各資産のポートフォリオの構成比および期待収益率が下表のとおりであった場合、そのポートフォリオの期待収益率として、正しいものはどれか。

資産 ポートフォリオの構成比 期待収益率

A投資信託 50% 0.4%

B投資信託 30% 1.2%

C投資信託 20% 5.0%

1. 0.52%

2. 1.56%

3. 2.20%

4. 6.60%

【答え】

期待収益率とは、運用により将来得られることが期待できる平均的な収益率(リターン)のこと。

●ポートフォリオの期待収益率の計算方法

(各資産の期待収益率×組入比率)×100の合計

各資産の期待収益率→資産の構成比÷100

組入比率→資産の収益率÷100

A 社

$$(50 \div 100 \times 0.4 \div 100) \times 100 = 0.2$$

B 社

$$(30 \div 100 \times 1.2 \div 100) \times 100 = 0.36$$

C 社

$$(20 \div 100 \times 5.0 \div 100) \times 100 = 1.00$$

合計すると、 $0.2 + 0.36 + 1.00 = 1.56$

1.不適切

2 適切

3 不適切

4 不適切

従って、答えは『2』です。

問題 29

NISA(少額投資非課税制度)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)、つみたてNISA(非課税累積投資契約)については考慮しないこと。また、本問においては、NISAにより投資収益が非課税となる口座をNISA口座という。

1. NISA口座で保有することができる上場株式等には、上場投資信託(ETF)や上場不動産投資 信託(J-REIT)は含まれない。
2. NISA口座の平成29年分の新規投資における非課税枠は120万円が上限であるが、その年の 非課税枠の未使用分については、翌年以降に繰り越すことができない。
3. NISA口座内の上場株式等の譲渡損失の金額については、確定申告を行うことにより、同一のNISA口座で受け取った配当金等の金額と損益通算することができる。
4. NISA口座を通じて上場株式を購入した場合、その譲渡益が非課税となるのは最長で3年間である。

【答え】

1.不適切

NISA 口座において非課税の対象となる金融商品では上場株式・公募株式投資信託、J-REIT(上場不動産投資信託、ETF(上場投資信託)などの配当金・分配金・譲渡益が対象です。

2 適切

全てのNISAにおいて、非課税枠の未使用分の繰り越しは出来ません。
(未使用分は消滅します)

3 不適切

NISAでの損益は、他の一般口座や特定口座内の上場株式の配当金や投資信託の分配金や譲渡益との損益通算ができません。

4 不適切

対象期間は、最長5年間非課税です。

但し、非課税期間終了後、新たな非課税枠に乗り換えることで非課税投資の継続が可能(ロールオーバー)

従って、答えは『2』です。

問題 30

金融商品の取引に係る各種法令に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本問においては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」を犯罪収益移転防止法といい、「金融商品の販売等に関する法律」を金融商品販売法という。

1. 金融商品取引法では、有価証券デリバティブ取引のほかに、通貨・金利スワップ取引も規制の対象とされている。
2. 犯罪収益移転防止法では、利用者が金融機関の窓口から10万円を超える現金を振り込む場合や200万円を超える現金の受払いをする場合、金融機関に取引時確認の義務を課している。
3. 消費者契約法では、事業者の不当な勧誘により消費者契約の締結に至った場合、消費者は同法に基づく損害賠償を請求することができるとされている。
4. 金融商品販売法では、金融商品販売業者が顧客への重要事項の説明義務に違反した場合の損害賠償責任については、原則として、当該顧客に対して無過失責任を負うこととされている。

【答え】

1. 適切

金融商品取引法の規制対象は、株式・投信・債券・デリバティブなど
※規制の対象は幅広く、有価証券デリバティブ取引や通貨・金利スワップ取引、FXや天候デリバティブなども規制対象

2 適切

犯罪収益移転防止法では、**金融機関の義務**として、200万以上の大口現金取引、10万円以上の現金振込などの場合に取引目的や、職業などの本人特定事項等の確認義務があります。

3 不適切

消費者契約法として、

・事業者が消費者へ、不利益な事実を隠して、消費者が誤った認識のまま、契約を締結させた場合には、取り消すことが出来る。

契約の**取り消しは可能**ですが、損害賠償は同法では**出来ません**。金融商品販売法なら可。

4 適切

金融商品販売法では、顧客へ取引の仕組みや、元本の欠損、あるいはその他の具体的リスクについての説明義務を違反した場合、故意、過失を問わず損害賠償責任が生じます。

従って、答えは『3』です。

問題 31

次のうち、所得税における非課税所得に該当するものはどれか。

1. 勤務していた会社を自己都合により退職したことで受け取った雇用保険の基本手当
2. 法人からの贈与により個人が受け取った金品
3. 年金受給者が受け取った老齢基礎年金
4. 賃貸不動産の賃貸人である個人が賃借人から受け取った家賃

【答え】

1.適切

自己都合退社などの理由に関係なく、雇用保険の基本手当は非課税となります。

2 不適切

企業から役員へといった雇用関係がある場合には、利益は原則「給与所得」となり所得税の対象となります。

雇用関係のない贈与の場合には一時所得となり、所得税の対象です。

3 不適切

老齢基礎年金や老齢厚生年金等の公的年金では受け取った年金は雑所得に分類されますので、所得税、住民税の課税対象です。

4 不適切

賃貸不動産の家賃として受け取った所得は、不動産所得となります。従って、答えは『1』です。

問題 32 所得税における青色申告者の事業所得の金額に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 事業の遂行上、取引先へ資金を貸し付けたことにより受ける貸付金利息は、事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入される。
2. 取引先の株式を有することにより受ける剰余金の配当は、事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入される。
3. 事業の遂行上、必要な交際費は、事業所得の金額の計算上、その全額が必要経費に算入される。
4. 確定申告書を申告期限内に提出する等の所定の要件を満たせば、事業所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高65万円を控除することができる。

【答え】

1. 適切

事業の業務上生じた収入においては、事業所得の計算において、総収入金額へ算入します。

2 不適切

取引先の株式を有した場合に、その株式からの配当については配当所得となり、所得税の課税対象です。

3 適切

業務上に生じた、必要であると認められる交際費については、青色申告者(個人)の場合には、全額を必要経費として算入されます。

4 適切

青色申告特別控除には、正規の簿記の原則に基づき作成された貸借対照表と、損益計算書を添付し、法廷申告期限内に申告書を提出することで 65 万円の控除が受けられます。

従って、答えは『2』です。

問題 33

所得税の各種所得の金額の計算上生じた次の損失の金額のうち、給与所得の金額と損益通算できるものはどれか。

1. 生命保険契約に基づく満期保険金を受け取ったことによる一時所得の金額の計算上生じた損失の金額
2. 賃貸アパートの土地および建物を譲渡したことによる譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額
3. 健全に経営されていたゴルフ場の会員権を譲渡したことによる譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額
4. 自己資金により購入したアパートを賃貸して家賃を受け取ったことによる不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額

【答え】

【予備知識】損益通算が可能な損失は、**不動産所得**(土地を取得するための借入金利子は×)、**事業所得**、**山林所得**、**譲渡所得**(土地・建物の譲渡、株式は申告分離課税による配当所得以外、生活に必要でない資産は×)です。

1.不適切

一時所得では、損益通算の**対象外**となります。

2 不適切

譲渡所得において、**土地・建物の譲渡**は損益通算の**対象外**です。

3 不適切

ゴルフ場の会員権といった、通常、**生活に必要なない資産**の譲渡は、損益通算**できません**。

4 適切

賃貸不動産の家賃収入では、**不動産所得**として、損益通算が**可能**です。

従って、答えは『4』です。

問題 34

所得税における所得控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 納税者が保有する生活に通常必要な資産について、災害、盗難または横領による損失が生じた場合、一定の金額の雑損控除の適用を受けることができる。
2. 医療費控除(「特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」を除く)の控除額は、その年中に支払った医療費の金額(保険金等により補てんされる部分の金額を除く)の合計額から、総所得金額等の10%相当額を控除して計算される。
3. 国民年金基金の掛金は、その全額が社会保険料控除の対象となる。
4. 納税者が生計を一にする配偶者に青色事業専従者給与を支払った場合、その支払った金額の多寡にかかわらず、その納税者は配偶者控除を受けることができない

【答え】

1. 適切

雑損控除では、災害や盗難、横領などで損失が出てしまった場合、その損失を所得から控除できます。

2 不適切

医療費控除の控除額の算出方法は、
対象となる年の自己負担分の医療費－健康保険や生命保険給付金の額－10万円
(総所得200万円未満の人は総所得の5%)

3 適切

社会保険料控除では、納税者本人が、納税者本人、または本人と生計を一にする配偶者、そのほかの親族に係る社会保険料を支払った場合に、その負担金額の全額が社会保険料控除の控除額となります。

4 適切

納税者の配偶者が事業専従者として給与を受けている場合には、納税者である事業主より、「青色事業専従者給与」として給与を経費として落とすことが出来るようになり、その代わりに、配偶者の所得金額は関係なく、納税者は配偶者控除や扶養控除の適用を受けることができない。

従って、答えは『2』です。

問題 35

平成29年分の所得税における住宅借入金等特別控除(以下「住宅ローン控除」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、平成29年10月に住宅ローンを利用して居住用家屋を取得したものとする。

1. その年分の合計所得金額が2,000万円以下の者でなければ、住宅ローン控除の適用を受けることができない。
2. 住宅ローン控除の対象となる借入金等の契約による償還期間は、20年以上でなければならない。
3. 住宅ローン控除の控除額の計算上、住宅借入金等の年末残高等に乗ずる率は3%である。
4. 給与所得者が新築住宅を取得し、住宅ローン控除の適用を受けようとする場合、最初の年分については、年末調整の対象となる給与所得者であつても確定申告をしなければならない。

【答え】

1.不適切

住宅ローン控除では、控除を受ける年の年間の合計所得が3,000万円以下であれば適用対象です。

2 不適切

住宅ローンでは返済期間が10年以上の場合に控除適用の対象です。繰上げ返済によって、返済期間が10年未満となってしまった場合には控除は適用対象外となります。

3 不適切

住宅ローン控除の控除額の計算では、年末時のローン残高に 1%を乗じて計算されます。

4 適切

住宅ローンにおいて、給与所得者が適用を受ける場合には、最初の年分の確定申告が必要となります。

翌年以降は、勤務先へ必要書類の提出をすることで、年末調整となります。

従って、答えは『4』です。

問題 36

法人税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 法人税法上の法人には、普通法人、公益法人等、人格のない社団等などの種類があり、それぞれの種類について納税義務の有無や課税所得等の範囲が定められている。
2. 法人税における事業年度は、法令または定款等により定められた1年以内の会計期間がある場合は、その期間をいう。
3. 法人税の確定申告書は、原則として、各事業年度終了の日の翌日から2ヵ月以内に、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
4. 新たに設立された株式会社が、設立第1期から青色申告を行う場合は、設立の日から6ヵ月以内に、「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。

【答え】

1. 適切

法人法上では、**法人の目的や特性**により、法人税納付の有無や課税所得の範囲が定められており、利潤を追求する普通法人、協同組合会等は課税対象となり、公共・公益法人、人格のない社団等は法人税の課税はありません。

2 適切

法人税の事業年度では、各事業者が任意で設定でき、会計期間は**最長1年**となります。

3 適切

法人税の確定申告書の納付期限は、各事業年度の終了の日の翌日から**2ヶ月以内**となっており、提出先は納税地の所轄税務署長となっています。

4 不適切

新規の法人として青色申告を行う場合には、法人**設立から3ヶ月以内**、あるいは**第1期目の事業年度の終了日のうちの早い日の前日までに**、納税地の所轄税務署長に提出しなければいけません。

従って、答えは『4』です。

問題 37

次に掲げる費用等のうち、法人税における各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されないものはどれか。

1. 固定資産税および都市計画税
2. 地方公共団体への寄附金(確定申告書に明細を記載した書類の添付あり)
3. 法人住民税の本税
4. 法人事業税の本税

【答え】

法人税の所得として、損金算入できない所得は

- ・法人税
 - ・法人住民税
 - ・延滞税
 - ・都道府県民税、市町村民税
 - ・罰金、科料
- 等

1.適切

損金算入が可能です。

2 適切

損金算入が可能です。

3 不適切

損金算入出来ません。

4 適切

損金算入が可能です。

従って、答えは『3』です。

問題 38

消費税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 設立1期目で事業年度開始の日における資本金の額が1,000万円以上である新設法人は、その事業年度は消費税の課税事業者となる。
2. 簡易課税制度の適用を受けた事業者は、課税売上高に従業員数に応じて定められたみなし仕入率を 乗じて仕入に係る消費税額を計算する。
3. その課税期間に係る課税売上高が5億円以下の事業者で、課税売上割合が85%以上の場合の消費税の納付税額は、原則として、課税売上に係る消費税額から課税仕入に係る消費税額を控除した残額である。
4. 消費税の課税事業者である個人事業者は、原則として、消費税の確定申告書をその年の翌年3月15日までに納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

【答え】

1.適切

新規開業した企業には基準期間がないため免税事業者となりますが、事業開始の日における資本金 1,000 万円以上の法人は課税事業者となります。

2 不適切

易課税制度の適用を受けた事業者は、課税売上高に業種に応じて定められた「みなし仕入れ率」を乗じて仕入れにかかる消費税額を計算する。
従業員数には関係ありません。

3 不適切

課税期間課税売上高が 5 億円以下かつ、課税所得割合が 95%以上の場合は課税仕入れ等の消費税の全額を仕入れ税額控除できますが、課税売上高が 5 億円を超える場合や課税売上割合 95%未満の事業者は全額控除ができません。

4 不適切

消費税の課税事業者である個人事業者の消費税の申告期限はその年の翌年の 3 月 31 日までです。

従って、答えは『1』です。

問題 39

会社と役員間の取引に係る所得税・法人税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 会社が所有する建物を適正な時価よりも低い価額で役員に譲渡した場合、その適正な時価と譲渡価額との差額が役員給与とされる。
2. 会社が役員に対して退職給与を支給した場合には、不相当に高額な部分の金額など一定のものを除き損金の額に算入される。
3. 役員が会社に対して無利息で金銭の貸付を行った場合、原則として、役員側では受取利息の認定が行われ、通常収受すべき利息の額が雑所得として課税される。
4. 会社が役員に社宅を賃貸した場合、役員が負担する賃料の金額が通常収受すべき賃料の額に満たないときは、役員が負担した賃料と通常収受すべき賃料との差額が役員給与とされる。

【答え】

1. 適切

会社が役員へ、適正な時価よりも安く譲渡した場合には、適正な時価との差額分は、役員給与として給与所得の課税対象です。

2 適切

会社が支払う役員退職金は適正な額であればその全額を損金算入できます。

3 不適切

役員が無利息で会社へ金銭を貸し付けた場合、役員への課税はありません。

4 適切

会所の所有する社宅に、役員が通常の賃料よりも安く居住していた場合には、その差額となる賃貸料相当額が役員給与(給与所得)として、課税対象です。

従って、答えは『3』です。

問題 40

決算書および法人税申告書に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 損益計算書は、一会計期間における企業の経営成績を表している。
2. 貸借対照表は、決算期末時点等、一時点における企業の財政状態を表している。
3. 決算書における当期純利益と法人税申告書における各事業年度の所得の金額は、必ず一致する。
4. キャッシュフロー計算書は、一会計期間における企業の資金の増減を示したものである。

【答え】

1. 適切

損益計算書とは、企業の一会計期間の収益、費用、利益等の経営成績、利益を知ることでできる決済書類です。

2 適切

貸借対照表では、企業の決算日時点の資産、負債、純資産の財政状態を表す財務諸表です。

3 不適切

決算書における当期純利益では、会計上、損益計算書より、収益から費用を引いて算出しますが、法人税申告書では会計上の数値を税務調整することにより算出するため、一致するとは限りません。

4 適切

キャッシュフロー計算書では、企業の一会計期間における収入と支出を営業活動や投資活動、財務活動といった項目ごとに区分し、資金の流れを示したものです。

従って、答えは『3』です。

問題 41

土地の価格に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 地価公示の公示価格は、毎年1月1日を価格判定の基準日としている。
2. 相続税路線価は、地価公示の公示価格の90%を価格水準の目安として設定されている。
3. 固定資産税評価額は、原則として、3年ごとの基準年度において評価替えが行われる。
4. 固定資産税評価額は、原則として、市町村長が固定資産評価基準により決定する。

【答え】

1.適切

公示価格の基準日は毎年1月1日です。国土交通省が決定機関となっており、3月下旬が公表日となっています。

2 不適切

国税庁が7月1日公表の相続税路線価は、公示価格の80%を目安として設定されています。基準日は1月1日です。

3 適切

固定資産税評価額とは固定資産課税台帳に登録された金額のことです。固定資産税評価額は3年ごとに評価替えが行われます。

4 適切

固定資産税評価額では3年に1度の見直しで、3月または4月に市町村が発表します。評価割合は公示価格の70%です。

従って、答えは『2』です。

問題 42

宅地建物取引業法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。
なお、本問においては、買主は宅地建物取引業者ではないものとする。

1. 宅地建物取引業者が自ら売主となり宅地・建物の売買契約を締結したときは、売買代金の2割を超える額の手付を受領することができない。
2. 専任媒介契約の有効期間は、3ヵ月を超えることができず、これより長い期間を定めたときは、その契約は無効とされる。
3. 宅地建物取引業者は、宅地・建物の売買契約を締結したときは、当該買主に、遅滞なく、宅地建物取引士をして、重要事項について当該事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。
4. 宅地建物取引業者が、宅地・建物の貸借の媒介を行うときは、貸主・借主の双方から受け取ることのできる報酬の合計額の上限は、賃料の2ヵ月分に相当する額である。

【答え】

1.適切

売主が宅地建物業者で、買主が宅地建物業者ではない場合、売買代金の2割を越える手付金を受け取ることはできません。

2 不適切

不動産業者との媒介契約について、「一般媒介契約」、「専任媒介契約」、「専属専任媒介契約」があり、「一般媒介契約」は契約の有効期間はなく、「専任媒介契約」、「専属専任媒介契約」ではそれぞれ3ヶ月となっています。

これよりも長い期間を定めた場合にも、無効ではなく3ヶ月となります。

3 不適切

宅地建物取引業者は、当該買主に対して、契約締結前に、重要事項を記載した書面を交付して、宅地建物取引士が説明しなければなりません。

4 不適切

宅地建物取引業者が、賃借の媒介により受け取ることができる報酬は、賃料の1ヶ月分と、その消費税までが上限となります。

従って、答えは『1』です。

問題 43

不動産の売買契約上の留意点に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 土地の売買に当たって、登記記録の面積を基準とした価額で売買契約を締結し、契約から引渡しまでの間に土地の実測を行い、実測面積と登記記録の面積が相違した場合は、あらかじめ売主・買主間で定めた単価で売買代金を増減する方法がある。
2. 民法では、買主が売主に解約手付を交付した場合、買主が売買代金の一部を支払った後でも、売主は、受領した代金を返還し、かつ、手付金の倍額を償還することにより、契約を解除することができる。
3. 民法では、売買の目的物に隠れた瑕疵があり、買主が売主の瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求をする場合、買主は、その瑕疵がある事実を知った時から1年以内にしなければならない。
4. 民法では、建物の売買契約後、引渡しまでの間に売主の責めに帰すことのできない事由により、その建物が滅失した場合には、売主はその建物の売買代金を買主に請求できる。

【答え】

1. 適切

土地の売買契約において、実測売買(実際に土地面積を測定)と公簿売買(登記簿上の面積を参照)があり、**公簿売買**ではその面積の差に基づく売買代金の**増減精算は可能**です。

2 不適切

買主が売主に解約手付を交付した場合、相手方が**契約の履行に着手するまでは**、買主は手付金の放棄、売主は手付金の倍額償還によって契約の解除することができます。

問題文では、買主は売買代金の一部を支払っており、契約の履行が着手済みです。

よって売主は、手付金の倍額を償還しても契約解除はできません。

3 適切

売買の目的物に隠れた瑕疵があり、買主が売主の瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求をする場合、**買主はその瑕疵がある事実を知った時から1年**以内に当該権利を行使しなければならない。

4 適切

売買契約後、引き渡しまでの間に、天災などにより滅失した場合には、**買主の危険負担**として、**売主は買主に対して売買代金を請求**することができます。

従って、答えは『2』です。

問題 44

借地借家法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本問においては、同法第22条の借地権を一般定期借地権といい、同法第22条から第24条の定期借地権等以外の借地権を普通借地権という。

1. 普通借地権の存続期間は、借地権者と借地権設定者の合意により、30年より長い期間を定めることができる。

2. 普通借地権の存続期間が満了した場合において、契約の更新がないときは、借地権者は、借地権設定者に対し、建物その他借地権者が権原により土地に附属させた物を時価で買い取るべきことを請求することができる。

3. 一般定期借地権においては、専ら居住の用に供する建物の所有を目的とするときは、その存続期間を10年以上30年未満として設定することができる。

4. 一般定期借地権においては、契約の更新および建物の築造による存続期間の延長がなく、買取りの請求をしないこととする旨を定めることができるが、その特約は公正証書による等書面によってしなければならない。

【答え】

1.適切

	普通借地権
契約の存続期間	30年以上 ・30年未満で定めた場合→30年 ・期間を定めなかった場合→30年

普通借地権では、契約の存続期間は**30年以上**とされます。

2 適切

普通借地権の存続期間満了に伴い、契約の更新がない場合に、借地人は地主へ建物を**時価**で買い取ることを請求できる。

3 不適切

一般定期借地権では、利用目的は問わず、存続期間は50年以上です。

	一般定期借地権	事業用定期借地権	建物譲渡特約付借地権
契約の存続	50年以上	10年以上50年未満	30年以上
更新	更新なし	更新なし	更新なし
利用目的	制限なし	事業用建物 (居住用建物は不可)	制限なし
契約方法	書面で行う	公正証書に限る	制限なし

4 適切

一般定期借地権における契約事項は書面によって行わなければなりません。

	一般定期借地権	事業用定期借地権	建物譲渡特約付 借地権
契約の存続	50年以上	10年以上50年未満	30年以上
更新	更新なし	更新なし	更新なし
利用目的	制限なし	事業用建物 (居住用建物は不可)	制限なし
契約方法	書面で行う	公正証書に限る	制限なし

従って、答えは『3』です。

問題 45

借地借家法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本問においては、同法における定期建物賃貸借契約を定期借家契約といい、それ以外の建物賃貸借契約を普通借家契約という。

1. 普通借家契約では、賃貸人および賃借人の合意により存続期間を6ヵ月と定めた場合であっても、その存続する期間は1年とみなされる。

2. 定期借家契約では、賃貸借期間が1年以上の場合、賃貸人は、原則として、期間満了の1年前から6ヵ月前までの間に賃借人に対して契約が終了する旨の通知をしなければ、その終了を賃借人に対抗することができない。

3. 定期借家契約では、賃借人に造作買取請求権を放棄させる旨の特約は有効となる。

4. 定期借家契約では、床面積が200m² 未満である居住用建物の賃借人が、転勤によりその建物を自己の生活の本拠として使用することが困難となった場合、賃借人は、当該契約の解約の申入れをすることができる。

【答え】

1.不適切

普通借家契約において契約の存続期間は**1年以上**となっており、1年未満の契約期間は「**期間の定めのない建物の賃貸借**」とみなされます。

2 適切

定期借家契約の契約期間が**1年**以上の場合、貸主は期間終了の**1年～6ヶ月前**の間に期間満了で終了する旨を通知しなければなりません。
もし通知をしなければ契約終了を借主に對抗できません。

3 適切

造作買取請求権では借家契約が終了する際に、借主が貸主の同意を得て、造作を貸主に買い取ってもらうことができます。
ただし、借地借家法では、買取をしない旨の**特約をつけることによって、造作買取請求権を排除**することができます。

4 適切

定期借家契約では、**床面積が200m² 未満**の居住用建物の場合に、転勤などの正当事由によって、契約の**解除が可能**です。

従って、答えは『1』です。

問題 46

都市計画区域および準都市計画区域における建築基準法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 建築物の敷地が接する道の幅員が4m未満であっても、建築基準法第42条第2項により特定行政庁が指定したものは、建築基準法上の道路とみなされる。
2. 日影規制(日影による中高層の建築物の高さの制限)は、すべての用途地域において適用がある。
3. 建築物の敷地が接する前面道路の幅員が12m未満である場合、当該建築物の容積率の上限は、都市計画の定めにかかわらず、前面道路の幅員に一定の数値を乗じたものになる。
4. 防火地域内に耐火建築物を建築する場合、建ぺい率と容積率の双方の制限について緩和措置を受けることができる。

【答え】

1.適切

建築基準法上の道路とは、幅員が4m以上の道路、または幅員が4m未満の道路で、建築基準法が施行された時すでに存在し、特定行政庁の指定により例外として認められている道路を2項道路といいます。

2 不適切

日影規制とは建築基準法のひとつで、冬至の日を基準として全く日が当たらないことのないように建物の高さを制限する規制です。商業、工業地域他、地方公共団体の条例で指定しない区域では、その対象外となります。

3 不適切

容積率の上限では、前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。

●前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10または6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

4 不適切

建ぺい率では以下の要件を満たす場合、緩和されます。

防火地域内にある耐火建築物	プラス10%
特定行政庁が指定する角地	プラス10%

この両方の要件を満たした場合、建ぺい率は20%緩和されます。
ただし容積率に関しては、上記のような緩和条件はありません。

従って、答えは『1』です。

問題 47

建物の区分所有等に関する法律に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 区分所有建物ならびにその敷地および附属施設の管理を行うために法で定められた団体である管理組合であっても、区分所有者が希望すれば脱退することができる。
2. 建物の保存に有害な行為その他建物の管理・使用に関し区分所有者の共同の利益に反する行為をしてはならないという規定は、専有部分の占有者には適用されない。
3. 区分所有者全員の共有に属する共用部分の持分は、規約で別段の定めをしない限り、専有部分の床面積にかかわらず、その区分所有者全員で等分されることになる。
4. 集会においては、区分所有者および議決権の各5分の4以上の多数で、区分所有建物の建替え決議をすることができる。

【答え】

1.不適切

区分所有者となった場合には、特に手続きもなく管理組合の構成員となり、任意に脱退などできません。

2 不適切

区分所有法により、建物の保存に有害な行為、その他建物の管理または使用に関し、区分所有者の共同の利益に反する行為をしてはならないという規定は、区分所有者以外の専有部分の占有者に適用されます。

3 不適切

共用部分に対する各区分所有者の共有持分は、原則として各共有者が有する専有部分の床面積の割合によります。
規約で別段の定めをすることは可能です。

4 適切

建物の建て替えに必要な賛成数は区分所有者と議決権の4/5以上が必要です。

規約の設定や、変更、廃止などでは 3/4 以上となります

従って、答えは『4』です。

問題 48

不動産の取得に係る税金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 不動産取得税は、贈与により不動産を取得した場合には課されない。
2. 一定の要件に該当する戸建て住宅(認定長期優良住宅を除く)を新築した場合、不動産取得税の課税標準の算定に当たっては、一戸につき最高で1,200万円を価格から控除することができる。
3. 贈与により取得した不動産の所有権移転登記に係る登録免許税の税率は、課税標準に対して1,000分の20である。
4. 建物を新築して表示に関する登記を申請する場合は、登録免許税は課されない。

【答え】

1.不適切

贈与により不動産を取得した場合には、不動産所得の課税対象です。
相続にて取得した場合には課税対象外となります。

2 適切

不動産取得税では、新築の場合に特例適用住宅として、一定の要件に該当する場合に、1 戸につき最高 1,200 万円を控除できます。

3 適切

所有権移転登記の登録免許税の税率として、贈与により不動産を取得した場合では、課税標準に対し、20/1,000 の税率となります。

4 適切

建物の新築等による登記の申請について、登録免許税は課されません。

従って、答えは『1』です。

問題 49

個人が居住用財産を譲渡した場合の譲渡所得の特例に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載されたもの以外の要件はすべて満たしているものとする。

1. 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除は、譲渡した年の1月1日において、譲渡した居住用財産の所有期間が10年を超えていなければ適用を受けることができない。
2. 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除と、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(軽減税率の特例)は、重複して適用を受けることができる。
3. 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除は、配偶者に対して譲渡した場合には適用を受けることができない。
4. 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除は、居住用財産を居住の用に供さなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までの間の譲渡であれば、適用を受けることができる。

【答え】

1.不適切

3,000万円の特別控除の適用要件では、**所有期間に関する要件はありません。**

2 適切

「居住用財産の3,000万円の特別控除」と「居住用財産の軽減税率の特例」は**併用可能**です。

3 適切

3,000万円の特別控除では、譲渡した相手が親族や同族会社などに譲渡した場合は適用できません。

4 適切

3,000万円の特別控除では、居住しなくなった日から**3年目**の年の12月31までに譲渡していることで、適用されます。

従って、答えは『1』です。

問題 50

不動産の投資判断手法等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. IRR法(内部収益率法)による投資判断においては、対象不動産に対する投資家の期待収益率が内部収益率を上回っている場合、その投資は有利であると判定することができる。
2. NPV法(正味現在価値法)による投資判断においては、投資額の現在価値の合計額が投資不動産から得られる収益の現在価値の合計額を上回っている場合、その投資は有利であると判定することができる。
3. NOI利回りは、対象不動産から得られる年間の総収入を総投資額で除して算出される利回りであり、不動産の収益性を測る指標である。
4. 借入金併用型投資では、対象不動産の収益率が借入利率を上回っている場合には、レバレッジ効果が働き、投下した自己資金に対する収益率の向上が期待できる。

【答え】

1.不適切

IRR 法では、内部収益率が投資家の期待収益率を上回っている場合にその投資は有利であると判定できます。

2 不適切

NPV法は、資産が将来生み出す収益の現在価値を投資額よりも上回っている場合に、その投資は有利であると判定できます。

3 不適切

NOI利回りの計算式は以下の通りです。

$$\text{NOI利回り} = \text{純利益(年間賃料収入} - \text{諸経費)} \div \text{総投下額} \times 100$$

問題文では「年間総収入を総投資額で除して算出される」とありますが純利益(年間賃料収入－諸経費)を総投資額で除して算出される利回りです。

4 適切

借入金併用型投資では対象不動産の収益率が借入利率を上回っている場合にレバレッジ効果が働き、自己資金に対する収益率の向上が期待できます。

レバレッジ効果とは、借入金を活用することで、自己資金に対する投資利回りを上昇させる効果のことです。

投資利益率が借入金の利率を上回っている場合に有効です。

従って、答えは『4』です。

問題 51

民法で定める親族等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相続開始時に胎児である者は、すでに生まれたものとみなされ、死産以外は相続権が認められる。
2. 本人からみて、配偶者の姉は2親等の姻族であり、親族である。
3. 未成年者が婚姻をする場合、父母双方の同意を得なければならないため、そのいずれか一方の同意しか得られないときは、婚姻できない。
4. 離婚による財産分与について、当事者間において協議が調わないときや協議をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。

【答え】

1. 適切

民法により、相続開始時において、胎児がいた場合には、胎児は既に生まれたものとみなします。

また、死産であった場合にはその適用はありません。

2 適切

民法より、親族の範囲は六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族と決まっています。

親族では、自分の親子関係から一親等と数えます。

配偶者の血縁関係を姻族と呼びます。

よって配偶者の姉は二親等の姻族であり、親族になります。

3 不適切

未成年が婚姻する場合には、父母双方の同意をえなければなりませんが、父母の一方が同意しない場合には他方の同意だけで足りる。また、父母の一方が知れないとき、死亡したとき、その意思表示ができないときも同様です。

4 適切

離婚による財産分与では、財産分与を請求できる期間は、離婚したときから2年以内です。また、当事者間で協議がまとまらない場合には、家庭裁判所へ離婚調停、離婚審判、離婚訴訟といった申し立てができます。

従って、答えは『3』です。

問題 52

贈与税の計算に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相続時精算課税制度を選択した場合、特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る贈与税額の計算上、贈与税の税率は、一律20%である。
2. 暦年課税による贈与税額の計算上、贈与税の税率は、贈与税の課税価格に応じた超過累進税率である。
3. 贈与税の配偶者控除の適用を受けた場合の贈与税の税額は、贈与財産の価額から、基礎控除額に加え、最高2,000万円の配偶者控除額を控除した後の残額に所定の税率を乗じて計算する。
4. 相続時精算課税制度を選択した場合の贈与税の税額は、特定贈与者ごとに、贈与財産の価額から、基礎控除額に加え、累計2,500万円の特別控除額を控除した後の残額に所定の税率を乗じて計算する。

【答え】

1. 適切

相続時精算課税制度を選択した場合には、贈与財産の合計額から、特別控除額(上限2,500万円)を控除した後、上限を超えた部分について、一律20%の税率で課税されます。

2 適切

暦年課税とは生前贈与で税金を課税する方法の一つで、最も基本的な制度です。1年間を単位とし、それぞれの年度で贈与した金額に対して税金を課す制度のことをいいます。

なお、暦年課税は超過累進税率です。課税所得・課税価格が大きくなるほど税率が大きくなります。

3 適切

贈与税の配偶者控除とは、一定の要件のもとで、配偶者から居住用不動産やその購入資金を贈与された場合に贈与税の課税価格から控除できる規定です。

控除額は2,000万円です。贈与税の基礎控除110万円との併用も可能で、合計2,110万円まで課税されません。

4 不適切

受贈者単位で合計2,500万円までは贈与税が非課税となります。

2,500万円の非課税枠を超える金額に対しての贈与税率は20%の一律となります。

相続時精算課税制度では、基礎控除との併用は出来ません。

従って、答えは『4』です。

問題 53

贈与税の申告と納付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 贈与税の配偶者控除の適用を受けることにより納付すべき贈与税額が算出されない場合は、贈与税の申告書の提出は不要である。
2. 贈与税の申告書の提出期間は、贈与を受けた年の翌年2月16日から3月15日までとなっており、所得税の確定申告書の提出期間と同じである。
3. 贈与税の納付方法は、金銭による一括納付が原則であるが、所定の要件を満たせば、分割して納付することも認められる。
4. 贈与税の申告書の提出先は、受贈者の住所地ではなく、贈与者の住所地を管轄する税務署長である。

【答え】

1.不適切

贈与税の配偶者控除により、納付すべき贈与税額がない場合においても、申告書の提出は必要です。

2 不適切

贈与税の申告書の提出期間は、原則、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に申告しなければなりません。

所得税の申告書の提出期限は所得の生じた翌年の2月16日から3月15日までと、贈与税の提出期間とは異なります。

3 適切

贈与税、その他の税金では、原則として一括納付となっていますが、金額が10万円以上、担保を提供、一括納付が難しいなどの要件を満たすことで、延納として最長5年以内での納付が可能となります。

4 不適切

贈与税の申告書の提出期間は、贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日までの間に、贈与を受けた人(受贈者)の住所を所轄する税務署長へ、提出しなければいけません。

従って、答えは『3』です。

問題 54

法定相続人および法定相続分に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 被相続人と父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1である。
2. 被相続人の嫡出でない子の相続分は、嫡出子の相続分と同じである。
3. 被相続人の弟Aさんが被相続人の推定相続人であった場合、Aさんが被相続人の相続開始以前に死亡したときには、Aさんの子Bさんが代襲して相続人となる。
4. 被相続人の子Cさんが相続の放棄をした場合、Cさんの子Dさんが代襲して相続人となる。

【答え】

1. 適切

父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹(半血兄弟姉妹)の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹(全血兄弟姉妹)の相続分の $\frac{2}{1}$ とします。

2 適切

養子、実子、嫡出子、非嫡出子の法定相続分は $\frac{1}{1}$ です。

3 適切

推定相続人とは相続が開始されていない時点において、現状のままで推定される相続人のことをいいます。しかし、将来必ず相続人になるとは限りません。

Aさんが被相続人の推定相続人であった場合、Aさんが相続開始前に死亡したときは、そのAさんの子であるBさんが $\frac{1}{1}$ 相続人となります。

4 不適切

相続放棄とは相続人が相続を拒否することで、 $\frac{1}{1}$ することで $\frac{1}{1}$ 相続人にはなれません。

また民法では相続開始時から相続人ではなかったとみなされます。なお、被相続人が生存中には放棄はできません。

従って、答えは『4』です。

問題 55

民法上の遺言に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 遺言書に認知する旨の記載をすることによって、遺言者は子の認知をすることができる。
2. 自筆証書によって遺言をするには、遺言者がその全文、日付および氏名を自書し、これに押印することが必要である。
3. 成年被後見人が事理を弁識する能力を一時的に回復した場合には、医師2人以上の立会いがあれば、遺言をすることができる。
4. 公正証書によって遺言をするには証人2人以上の立会いが必要であり、推定相続人は、その証人になることができる。

【答え】

1.適切

遺言書によって、子の認知をすることは可能です。被相続人が男性であった場合には、認知によって子は相続権を得られます。

2 適切

[遺言の種類]遺言(普通方遺言)には、3種類があります。

	作成方法	証人	検認※
自筆証書遺言	遺言者が遺言の、全文、日付、氏名を自書し押印する。遺言の全文は手書きで書く必要ありましたが、法改正により財産目録に関してはパソコン等での作成も認められるようになりました。	不要	必要
公正証書遺言	公証人2名以上の立会いのもと、遺言者が口述し、公証人が筆記する。	2人以上	不要
秘密証書遺言	遺言者が遺言書を作成し、署名押印し、封印。公証人が日付等を記入する。パソコンや代筆も可能。	2人以上	必要

※検認とは、遺言書の偽造等を防止するための手続きで家庭裁判所が遺言書の内容を確認します。

3 適切

成年被後見人が、一時的に意思能力回復した場合には、いし2人の立会いを条件に、遺言をすることが可能です。

4 不適切

公正証書では、証人2人の立ち会いにて作成が可能ですが、未成年者、推定相続人などの財産を譲り受ける配偶者や直系血族では、証人にはなれません。

従って、答えは『4』です。

問題 56

相続税の課税財産と非課税財産に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 被相続人がその相続開始時に有していた事業上の売掛金は、相続税の課税対象となる。
2. 被相続人が自動車事故により死亡し、加害者が加入していた自動車保険契約に基づき、被相続人の遺族である相続人が受け取った対人賠償保険金は、相続税の課税対象とならない。
3. 相続または遺贈により財産を取得しなかった者が、その相続の開始前3年以内にその相続に係る被相続人から暦年課税による贈与によって取得した財産は、相続税の課税対象とならない。
4. 被相続人の死亡によって被相続人に支給されるべきであった退職手当金で、被相続人の死亡後3年を超えてから支給が確定したものは、相続財産とみなされて相続税の課税対象となる。

【答え】

1. 適切

相続開始時に、被相続人が有していた売掛金、貸付金等の債券は、相続財産に該当するため、相続税の対象となります。

2 適切

対人賠償保険では、自動車事故による損害を補填する目的の保険であり、その保険金は相続税の課税対象にはなりません。

3 適切

相続や遺贈にて財産の取得がない場合、それ以前3年の贈与については相続税の課税対象にはなりません。

生前贈与加算では、相続または遺贈により財産を取得した人が、被相続人からその死亡前3年以内に贈与を受けた財産があるときには、贈与時の価額で贈与を受けた人の相続税の課税価格に加算となります。

4 不適切

被相続人の死亡後3年以内に支給が確定した退職手当金では、みなし財産として、相続税の課税対象となります。

従って、答えは『4』です。

問題 57

次の費用等のうち、相続税の課税価格の計算上、相続財産の価額から債務控除できるものはどれか。なお、当該費用等は、相続により財産を取得した相続人が負担したものとし、被相続人および相続人は 日本国内に住所があるものとする。

1. 被相続人が生前に購入した墓地の購入代金で、相続開始時において未払いであったもの
2. 被相続人が所有していた不動産に係る固定資産税のうち、相続開始時点で納税義務は生じているが、納付期限が到来していない未払いの金額
3. 遺言執行者である弁護士に支払った被相続人の相続に係る遺言執行費用
4. 被相続人に係る初七日および四十九日の法要に要した費用

【答え】

1.不適切

債務控除では墓地、墓石などの非課税財産は対象外です。

2 適切

被相続人に固定資産税など未払いの税金があった場合には、債務控除として相続財産から控除が可能です。

3 不適切

債務控除では、被相続人が死亡時に確定している債務について対象となり、遺言執行費用は債務控除対象外です。

4 不適切

通夜、告別式では債務控除の対象ですが、初七日および四十九日の法要は対象外です。

従って、答えは『2』です。

問題 58

金融資産の相続税評価に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 個人向け国債の価額は、課税時期において中途換金した場合に取扱機関から支払いを受けることができる価額によって評価する。
2. 定期預金の価額は、課税時期における預入残高に源泉所得税控除後の既経過利子の額を加算した金額で評価する。
3. 上場されている証券投資信託の受益証券の価額は、上場株式の評価方法に準じて評価する。
4. 相続開始時において、保険事故がまだ発生していない生命保険契約に関する権利の価額は、課税時期における既払込保険料相当額により評価する。

【答え】

1.適切

金融資産の相続税評価として、個人向け国債では、課税時期において中途換金した場合の払い戻し額での評価となります。

2 適切

金融資産の相続税評価として、定期預金の価額は、課税時期の預け入れ残高と源泉所得税控除後の既経過利子の合計によって評価します。

3 適切

上場されている証券投資信託(ETF や J-REIT)の相続税評価は、上場株式の評価方法(相続開始日の終値、相続開始のあった月、前月、前々月の各終値の月平均で、もっとも低い額)に準じて評価します。

4 不適切

生命保険に関する権利の価額では、課税時期の解約返戻金相当額によって評価します。

従って、答えは『4』です。

問題 59

不動産を相続した場合の相続税の納税資金対策に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相続税は金銭による一括納付が原則であるが、一括納付が困難な場合には、納税義務者は、任意に延納または物納を選択することができる。
2. 延納の許可を受けた相続税額について、一定の要件を満たせば延納から物納へ変更することができる。
3. 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けた宅地等を物納する場合の収納価額は、原則として特例適用後の価額となる。
4. 相続人が相続した土地等を相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年以内に譲渡した場合には、その相続人の相続税額のうちその土地等に対応する部分の金額を譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算することができる。

【答え】

1.不適切

金銭での一括納付が難しい場合には延納が認められています。
更に、延納によっても金銭納付が難しい場合には物納も可能で、任意でどちらかを選択できるものではありません。

2 適切

金銭での一括納付が難しい場合には延納が認められています。
更に、延納によっても金銭納付が難しい場合には物納も可能で、任意でどちらかを選択できるものではありません。

3 適切

小規模宅地等の特例を受けた宅地等の物納においての収納価額は、相続税評価額となるため、原則として特例適用後の価額となります。

4 適切

相続人が、相続により土地、建物や株式を取得した場合には、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに売却した場合、相続財産の譲渡した場合の取得費加算の特例により、納付した相続税のうち一定額を取得費に加算できます。

従って、答えは『1』です。

問題 60

最新の相続・事業承継の動向に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 平成29年1月1日から、取引相場のない株式等を評価する際の判定基準における会社規模の区分が改正された。
2. 国税庁が発表した相続税の申告状況によると、日本全体で平成27年中に相続税の課税対象となった被相続人数は、平成26年より増加した。
3. 日本公証人連合会が発表した遺言公正証書作成件数によれば、1年間に全国で作成された遺言公正証書の件数は、平成19年から平成28年までの10年間にわたり、減少が続いていた。
4. 平成29年度税制改正において、非上場株式等についての贈与税の納税猶予および免除の特例を受ける場合の贈与税額の計算に当たって、相続時精算課税を適用できることとなった。

【答え】

1.適切

取引相場のない株式等を評価では、平成29年1月1日より改正され、算定の際に大会社、中会社の範囲が拡大されました。

2 適切

平成27年中に相続税の課税対象となった被相続人数は前年よりも2倍弱程増加となっています。

3 不適切

遺言公正証書作成件では、過去10年でほぼ増加となっています。(2011年のみ減少)

4 適切

贈与税の特例を受ける場合の計算に当たり、相続時精算課税制度の適用が可能です。適用により、生前贈与時に課税された贈与税額は控除される。相続税額から控除しきれない場合はその控除しきれない贈与税額は還付されます。

従って、答えは『3』です。